

パドル交付同意書

私（当社）は、貴社が定めるオークション規約に同意し、かつ以下の事項に同意した上で、本オークションで使用されるパドルの交付を希望します。

1. 私（当社）は、本オークションに出品される作品の状態を確認した上で、本オークションに参加します。
2. 私（当社）は、本オークションに出品される作品は、その性質上新品でないため、現状有姿のまま売買され、貴社は作品のシミ、キズ等の瑕疵及び欠陥等について一切責任を負わないことを承諾します。
3. 私（当社）は、自らのパドルの番号を常時認識し、オークションが随時述べるパドル番号に注意を払います。
4. 私（当社）は、パドルを紛失したときは直ちに本オークションの会場の貴社係員にその旨を伝えます。また、本オークション終了時又は途中退場時には、貴社係員に対して必ずパドルを返還します。
5. 私（当社）は、自己の責任で交付されたパドルを管理するものとし、パドルを紛失したために本オークションに参加できなかった場合、又は交付されたパドルが第三者の手に渡り不正利用されたことに起因して損害が発生した場合であっても、貴社は一切責任を負わないことを確認します。
6. 私（当社）は、本オークションにおいて作品の最高額の買い受けの申出をした者が私（当社）であった場合、オークションがハンマーを打った時点で、私（当社）と貴社との間で、当該金額（落札価額）にて、当該作品を売買する売買契約が成立することを了承します。
7. 私（当社）は、本オークションに出品される作品の落札に成功した場合は、当該出品作品の落札価額とオークション規約に定められた落札手数料（消費税を含みます。）を合計した金額（以下、「購入代金」といいます。）を、本オークションの日から 10 営業日以内（以下、「支払期限」といいます。）に、貴社に対して支払います。
8. 私（当社）は、落札した作品の購入代金を支払期限までに支払わない場合、購入代金（消費税分を除きます。）の未払残金について、年 14.6%の遅延損害金を支払います。また、この場合、貴社が私（当社）との作品の売買契約を解除することができることを承諾します。
9. 私（当社）は、前項により作品の売買契約が解除された場合、貴社が最低売却価格を設定することなく作品を再度オークションに付し、又は第三者に売却することができることを承諾します。この場合、当該オークション又は売却により貴社が得られる金額が、解除された売買契約の購入代金を下回る場合は、私（当社）は貴社に対しその差額につき、年 14.6%の遅延損害金（解除された売買契約の成立日から、支払が完了する日までの期間）を支払います。但し、反対に上回った場合であっても、その差額について私（当社）は貴社に対して一切請求することはいたしません。

パドル#

署名:

日付: 20 年 月 日

弊社記入欄

担当者		ID	
-----	--	----	--